

活動レポート

倫理研究会

第 1 回及び第 2 回定例会報告

はじめに

倫理研究会が正式に支部総会での承認を経て発足して約半年が経過し、この間に研究会活動として定例会を 2 回開催いたしました。

第 1 回定例会 5 月 25 日 寒地土木研究所 会議室

第 2 回定例会 8 月 3 日 ドーコン新札幌 会議室

また、会員数は第 2 回定例会時で 21 名になりました。定例会では事例研究として「無断で使われた研究成果」と第 2 回定例会より「発注者の意向」の 2 事例について討議・検討を行っております。その他、技術士倫理要綱の解説に向けた取組みとして、NSPE（全米プロフェショナルエンジニアリング協会）や ASCE（アメリカ土木技術者協会）の「基本要領」から導かれる 7 つの原則と 9 つの義務との関係性を整理しながら進めているところです。

7 つの原則

公衆優先原則、持続性原則、有能性原則、真実性原則、信頼関係原則、公正業務原則、同業発展原則

9 つの義務

注意義務、規範順守義務、環境配慮義務、継続学習義務、情報開示義務、忠実義務、守秘義務、自己規制義務、協同義務

※「技術士の倫理」(社)日本技術士会倫理委員会編より抜粋。各原則、義務は同本を参照。

■第 1 回定例会の概要

研究会への新規加入者挨拶及び準備会からの会員の紹介後、1) 技術士倫理要綱の解説に向けた取組みとして、技術士倫理要綱の各項目について、NSPE と ASCE の基本綱要に示される 7 原則とこれに基づく技術者が負う 9 義務を参考にして解説した(案)を示した。

2) 事例「無断で使われた研究成果」の再整理で



2009 年度 第 1 回 倫理研究会 定例会
5 月 25 日(月) 寒地土木研究所 会議室にて

は、事例において、ワークショップ形式により参加者から相田、渡部の行動に関する意見を集約して、技術士倫理要綱(10 項目)と NSPE と ASCE の基本綱領に基づく 7 原則、9 義務のマトリクスとの関連性を議論した。

※本事例の概要は、コンサルタンツ北海道 118 号を参照。

補足説明として花田代表から、技術士倫理要綱は職業技術者を対象にしておりその内容は限定的である。しかし品位とか権威とかの抽象的表現も含まれており具体が見えづらい条文もある。これに対して NSPE と ASCE の基本綱要で示される 7 原則と 9 義務はイメージを作りやすい。また日本技術士会編の技術士の倫理でも取り上げている。この相関表を用いると事例に含まれる倫理内容と技術士倫理要綱の項目を具体的に説明しやすくなるので大変参考になるとの見解が示された。

■第 2 回定例会の概要

1) 「無断で使われた研究成果」事例の総括として、第 1 回定例会での討論を踏まえ再度、技術士倫理

要綱(10項目)と NSPE と ASCE の基本綱領に基づく7原則、9義務のマトリクスにより再度整理したものが報告された。

2) 技術士倫理要綱の解説に向けた取り組みとして、能登顧問が以前作成したスライド(技術者倫理を考える)を用いて、道徳、モラル、規範などの用語の定義、学協会および国家公務員倫理規定、倫理問題の解き方についておさらいした。また、山岡技術士より、対比表「環境配慮義務(N3)」の資料を提出していただき、次回にこの解説をお願いした。

3) 新たな事例研究「発注者からの要請」について【ストーリーの概要】

ある軟弱地盤上のバイパス道路建設(盛土工事)において、発注者である技術者から設計者(道路設計の技術者)に、すべり安全率が許容値($F_s=1.2$)を0.1下回った箇所において、特別な軟弱地盤対策を採用しないで工事を行えるよう要請。この要請を受けた設計者は、土質試験データのバラツキから小さい値を異常値として棄却した平均データにより再解析を行い、無処理施工が可能とした報告書を作成した。但し、この設計者は施工に際しては、緩速段階施工(ゆっくり盛土を行う工法)と綿密な動態観測(盛土による挙動を計器により測定し、安全を確かめながら工事を進める)による施工を提案した。しかし、実際の盛土工事において、1箇所ですべり破壊が発生してしまった。その時、施工者の現場代理人(技術者)が来て、工事工程が遅れていたため、動態観測でも危険な兆候が測定されていたにもかかわらず、十分な放置期間を取らずに工事を進めたことを告白した。その結果、今回の事態は全て施工者の責任となり、施工業者の負担の元、対策工を施し修復工事が終了した。

【ワークショップ形式の討議】

今井技術士より事例の内容を説明すると共に、事例で登場する「発注者」「設計者」「施工者」の行動が、技術士倫理要綱のどの項目に抵触しているか、その理由を含めて、参加者から付箋紙に記載してもらい、4つカテゴリーに仕分けてホワイトボードに貼りだした。参加者から得られた意見を分類・整理

し、下記のように集約した。



2009年度 第2回 倫理研究会 定例会
8月3日(月) (株)ドーコン会議室にて

【発注者】

- 1) 専門技術の権威(第2条)
- 2) 品位の保持違反(第1条)
- 3) 中立公正の堅持(第3条)

その他、「明確な契約に基づかない指示」や「相互の信頼違反」などの問題点が指摘された。

【設計者、施工者】

- 1) 専門技術の権威(第2条)
- 2) 品位の保持違反(第1条)
- 3) 他の専門家との協力不足(第10条)

その他として、設計者では「情報公開違反」や「中立公正の問題」。施工者では、情報開示違反等の問題点が指摘された。

その後、次回へ向けて、発注者、設計者に着目して、倫理上の問題点を線引き、相反問題、功利主義、個人尊重などの考え方をを用いて整理することを確認して定例会を終えた。

おわりに

今回の事例は、発注者の意向による①データの改ざん、②安全率、③施工の判断と破壊した場合のリスク問題など多岐にわたっており、次回の定例会でこれらの事項について議論を深めていきたいと考えています。

(文責：倫理研究会 幹事長 今井 淳一)